皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ザンビア国大統領エドガー・ルングご閣下の大統領再任につき、九月十三日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第三号

公調委平成二十七年（フ）第一号福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

平成二十八年九月十六日

公害等調整委員会委員長　富越　和厚

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、広島労働局の関係労働者を代表する者沖田肇の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年９月16日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成28年９月29日

4　推薦書及び添付書類提出先　広島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、宮崎労働局の関係労働者を代表する者砂長勉の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年９月16日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成28年９月29日

4　推薦書及び添付書類提出先　宮崎労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

高知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、高知県最低賃金（昭和55年高知労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月16日

高知労働局長　園田　智幸

第４号中「１時間693円」を「１時間715円」に改める。

資　料

平成28年７月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	７　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	3,917	5,960	−2,947
（対前年同月比）	（　—）	（　—）	（−77.7）
貿易収支	6,139	7,636	−880
（対前年同月比）	（　—）	（522.4）	（−89.8）
輸出	55,515	58,341	65,816
（対前年同月比）	（−15.7）	（−9.9）	（5.2）
輸入	49,375	50,705	66,696
（対前年同月比）	（−26.0）	（−20.2）	（−6.4）
サービス収支	−2,223	−1,676	−2,067
（対前年同月比）	（7.5）	（−14.9）	（−54.5）
第一次所得収支	16,938	4,175	22,164
（対前年同月比）	（−23.6）	（−35.0）	（9.3）
第二次所得収支	−1,473	−391	−1,279
（対前年同月比）	（15.2）	（42.4）	（−14.6）
経常収支	19,382	9,744	17,938
（対前年同月比）	（8.0）	（80.1）	（221.4）
資本移転等収支	−466	−87	−468
直接投資	4,972	3,375	16,892
証券投資	31,922	30,144	−14,327
金融派生商品	−3,547	−3,921	2,028
その他投資	5,463	−12,461	2,532
外貨準備	−2,073	−2,659	244
金融収支	36,737	14,478	7,369
誤差脱漏	17,821	4,821	−10,102

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。